



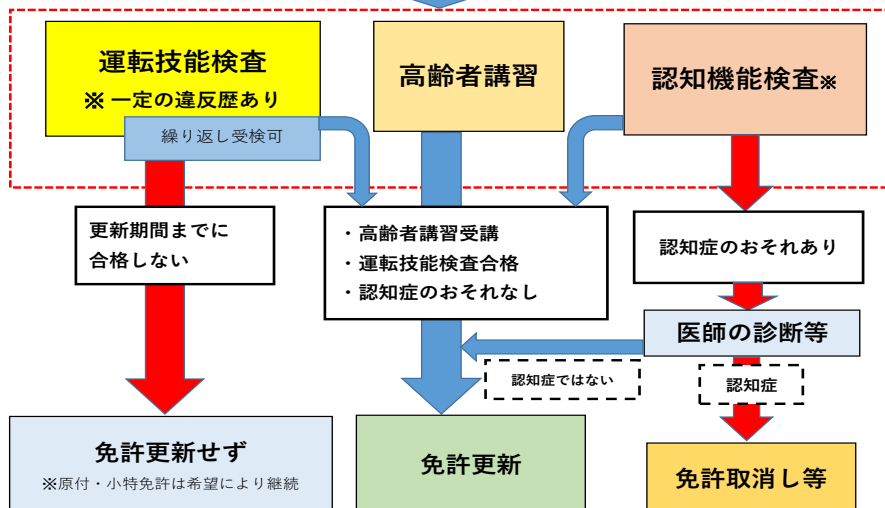
高齢者の運転免許証の更新制度が変わりました。

令和4年5月13日施行
道路交通法の一部改正

75歳以上で過去3年間に一定の交通違反歴がある方は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務付けられることとなりました。また、運転に不安を感じるものの運転を継続したいという方については、より安全な車のみ運転を継続できる「サポートカー限定免許」の申請が可能になりました。

主な改正内容（75歳以上の方の免許更新の流れ）

運転免許更新の通知等



運転技能検査、認知機能検査、高齢者講習の受検（講）期間は、更新期間満了日の前6ヵ月以内
※ 令和4年9月12日から更新と同日実施可能（岐阜・飛騨運転者講習センターのみ）

認知機能検査の簡素化

従来の検査項目から「時計描画」がなくなるとともに、結果の区分が2区分へ変更となりました。

実車指導の免除

運転技能検査の対象となる方と、原付・二輪・小特・大特だけの免許を保有している方は、実車指導がなく「1時間講習」のみです。

通知ハガキ又は封書
でご案内します。

運転技能検査の導入

過去3年間に一定の交通違反歴がある方が対象となります。運転技能検査に合格しないと免許の更新はできません（更新期間満了日の6か月前から繰り返し受検が可能です）。

※ 運転技能検査の対象となる一定の違反行為・・・①信号無視 ②通行区分違反 ③通行帯違反 ④速度超過 ⑤横断等禁止違反 ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り ⑦交差点右左折方法違反等 ⑧交差点安全進行義務違反等 ⑨横断歩行者等妨害等 ⑩安全運転義務違反 ⑪携帯電話使用等

サポートカー限定免許制度

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣旨の制度です。サポートカーのリストは警察庁のウェブサイトをご覧ください。

